

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、令和六年能登半島地震に際し、心温まる義援金をお寄せいただき、誠にありがとうございます。

お寄せいただきました義援金は、皆様のご厚志が十分に活かされますよう、義援金受付団体、被災市町などからなる配分委員会で配分を決定し、被災者の方々に順次お届けしております。被災地は、過疎化、高齢化が進展しており、生活再建への道のりは平坦ではありませんが、皆様のお気持ちで被災者の方々への大きな励ましとなるものと確信しております。

今回の地震は、輪島市、志賀町で県内観測史上最大の震度七を記録するなど、県政史上未曾有の大災害となりました。県では、国や市町をはじめとする多くの皆様と連携し、被災者の救助、応急対策に全庁を挙げて取り組んでまいりました。今後も、被災市町、被災者、事業者の声をしっかりと受け止め、一日も早く、被災者の生活と生業を再建し、能登の創造的復興の実現に向け、全庁総力を挙げて取り組んでいく決意であります。

このたびお寄せいただきましたご厚情に対し、略儀ながら書中をもちまして厚くお礼を申し上げますとともに、皆様のますますのご発展とご健勝をお祈り申し上げます。

謹白

令和六年九月

石川県知事 馳 浩

各位

皆様からお寄せいただいた義援金は、義援金配分委員会を開催し、配分計画を決定しております。直近の配分計画は以下のとおりです。今後の配分計画については、下記 QR コードより石川県ホームページをご確認ください。

温かいご支援、誠にありがとうございました。

石川県令和6年能登半島地震災害義援金配分委員会事務局
(石川県健康福祉部企画調整室)



石川県令和6年能登半島地震義援金配分計画（第三次配分）

1 基本方針

配分に当たっては、義援金をお寄せいただいた方々のご厚志が被災者の皆様に伝わり、新たな生活に向けた動機づけとなるよう広く配分する。

2 義援金額

723億7,232万6,096円（令和6年7月1日現在）

3 配分対象

令和6年能登半島地震災害により、以下の被害を受けられた方

人的被害 死者・行方不明者

住家被害 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊

4 配分の考え方

①第二次配分の残額及び追加の義援金を踏まえ、住家被害の程度に応じた配分及び人的被害（死者・行方不明者）の配分を大幅に積み増す。

②被災者生活再建支援制度や公費解体、仮設住宅等の支援の対象外となっている、半壊に至らない被害（準半壊・一部損壊）に対し、従来よりも手厚く配分する。

③今回の残額及び今後寄せられた義援金については、今後も適宜配分委員会を開催し、その決定に基づき、追加配分を実施する。

5 配分の時期・方法

被災者からの申請に基づき、市町を經由して振込み

すでに申請をしている方へは、再度の申請は不要とし、追加配分を実施する

6 配分基準

(単位：千円)

被害区分	件数(A)	義援金単価(B)			配分額 (A×B)
		第一～二次配分	第三次配分	合計	
死者・行方不明者	299	1,000	800	1,800	538,200
重傷者	332	100	—	100	33,200
全壊	21,550	1,000	800	1,800	38,790,000
大規模半壊	1,675	750	600	1,350	2,261,250
中規模半壊	2,020	500	400	900	1,818,000
半壊	5,595	250	200	450	2,517,750
準半壊	17,007	100	250	350	5,952,450
一部損壊	85,774	30	70	100	8,577,400
6市町全住民	124,744	50	—	50	6,237,200
計	258,873	—	—	—	66,725,450

令和6年9月

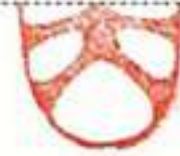
令和6年能登半島地震災害義援金にかかる
領収証明書の送付について

この度は、令和6年1月に発生した能登地方を震源とする地震に際しまして、心温まる義援金をお寄せいただき、心からお礼申し上げます。ご厚意につきましては、被災された方々にできるだけ早くお届けできるよう取り組んでまいります。

つきましては、お寄せいただいた義援金にかかる「領収証明書」を送付いたしますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

なお、この領収証明書原本をもって、寄付金控除及び損金算入できますことを申し添えます。

(本証明書は再発行いたしかねますのでご留意ください。)



領 収 証 明 書

令和 6 年度	歳入歳出外現金	第 1268 号
納 人	大阪府大阪市北区梅田2-1-14 株式会社パイオニア・コーポレーション 様	
ただし、石川県令和6年能登半島地震災害義援金として 上記の金額を領収したことを証明します。 令和6年7月31日		
〔 所得税法第78条第2項第1号 法人税法第37条第3項第1号 地方税法第37条の2第1項第1号 地方税法第314条の7第1項第1号 にかかる寄附金に該当します 〕		
石川県会計管理者 中 村 一 弥		